

社会資本整備審議会関係組織法令抄録

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、・・・都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、・・・の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、社会資本整備審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会資本整備審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（抄）

改正 平成十五年政令第百一七八号

（所掌事務）

第一条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法（以下「法」という。）第十三条第一項及び附則第七条に規定する事務をつかさどるほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二条第一項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるためには、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるためには、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

2 臨時委員は、学識経験のある者並びに当該特別の事項に係る地方公共団体の長及び議会の議員のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所 掌 事 務
公共用地分科会	(略)
産業分科会	(略)
住宅地分科会	(略)
都市計画・歴史的風土分科会	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定により、並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
河川分科会	(略)
道路分科会	(略)
建築分科会	(略)

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員等は、国土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(部会)

第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 審議会に置かれる部会に属すべき委員等は、会長が指名する。

3 分科会に置かれる部会に属すべき委員等は、当該分科会に属する委員等のうちから、分科会長が指名する。

4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員から、国土交通大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項について、委員及び臨時委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。この場合において、第一項中「三分の一」とあるのは「三分の一（分科会にあつては国土交通大臣、審議会に置かれる部会にあつては会長、分科会に置かれる部会にあつては分科会長が三分の一を超える定数を定めたときは、当該定数）」と、前項中「会長」とあるのは「分科会にあつては分科会長、部会にあつては部会長」と読み替えるものとする。

○社会資本整備審議会運営規則（抄）

（会議の招集）

第二条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関する臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

（書面による議事）

第三条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関する臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

（議長）

第四条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第五条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第六条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

（議事の公開）

第七条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第八条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

3 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第九条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

2 会長（分科会に置かれる部会にあつては分科会長。次項において同じ。）は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会（分科会に置かれる部会にあつては分科会。）の議決とすることができる。

4 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

○都市計画法（平成四十三年法律第百号）（抄）

第五章 社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県都市計画審議会等

（社会資本整備審議会の調査審議等）

第七十六条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、都市計画に関する重要事項を調査審議する。

2 社会資本整備審議会は、都市計画に関する重要事項について、関係行政機関に建議することができる。

○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）（抄）

（歴史的風土保存区域の指定）

第四条 国土交通大臣は、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史的風土保存区域として指定することができる。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2 国土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定をするときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

3 前二項の規定は、歴史的風土保存区域の変更について準用する。

（歴史的風土保存計画）

第五条 国土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定をしたときは、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画（以下「歴史的風土保存計画」という。）を決定しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2 歴史的風土保存計画には、次の事項を定めなければならない。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

二 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

三 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

四 第十一条の規定による土地の買入れに関する事項

3 国土交通大臣は、歴史的風土保存計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、官報で公示しなければならない。

4 前三項の規定は、歴史的風土保存計画の変更について準用する。

（歴史的風土保存区域内における行為の届出）

第七条 歴史的風土保存区域（特別保存地区を除く。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ府県知事にその旨を届

け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 土石の類の採取

五 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 府県知事は、前項の届出があつた場合において、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

3 国の機関は、第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ府県知事にその旨を通知しなければならない。

（社会資本整備審議会の調査審議等）

第十六条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、歴史的風土の保存に関する重要事項を調査審議する。

2 社会資本整備審議会は、前項に規定する事項に関し、国土交通大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

3 社会資本整備審議会は、この法律及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。